

外国人技能実習生の船員保険適用について

1. 外国人技能実習制度の概要

- 現在の外国人技能実習制度は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号、平成 29 年 11 月施行）に基づいて実施されており、漁業については、かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、刺し網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業において、令和 2 年 3 月 1 日現在で 1,917 人の外国人技能実習生を受け入れている。
- 技能実習の期間は最長 5 年間で、講習期間以外の期間は、技能等の習得及び習熟を目的として、雇用契約を締結したうえで乗船し技能実習を行っており、船員手帳の交付も受けている。

（参考）漁業技能実習生数の推移

【各年度 3 月 1 日現在】

| 年度 | H29 | H30 | R1 |
|--------|---------|---------|---------|
| 技能実習生数 | 1,557 人 | 1,738 人 | 1,917 人 |

（出典）技能実習評価試験実施機関調べ

2. 外国人技能実習生に対する船員保険の適用について

- 船員手帳の交付を受け（船員法上の船員）、雇用契約を締結して乗船（船員として船舶所有者に使用）している場合には、船員保険の被保険者となる。（被保険者数については、外国人技能実習生として統計を取っていないため、把握できていない）